KPMG Japan
e-Tax News

No.267　11 July 2022

税務情報

財務省及び金融庁からの公表情報

1. 財務省 ― 「令和 4 年度 税制改正の解説」の公表

財務省は 7 月 8 日、「令和 4 年度 税制改正の解説」を公表しました。

「税制改正の解説」は財務省より毎年 7 月に公表されるもので、各税制改正事項が詳細に解説されています。また、改正の背景や趣旨のほか、条文からは読み取ることができない解釈なども含まれていますので、改正内容の理解に役立ちます。

2. 金融庁 ― キャリード・インタレスト及び恒久的施設（PE）に関する情報の更新

金融庁は 7 月 8 日、以下のお知らせを公表しました。

■ キャリード・インタレストの税務上の取扱いに係る公表文の一部改定について

このページに掲載されている「公表文」（PDF 253KB）は、個人であるファンドマネージャーが一定の投資組合事業の組合員として運用する組合事業から出資割合を超えて受け取る組合利益の分配（キャリード・インタレスト）について、分配割合が経済的合理性を有する場合等には株式譲渡益等として分離課税の対象となることを国税庁に照会した内容が記載された文書で、2021 年 4 月 1 日に初版が公表されていました (*)。

(*) この情報は、e-Tax News No.227 「国税庁 ― 文書回答の公表（キャリード・インタレスト及び LIBOR の公表停止関連）」（2021 年 4 月 5 日発行）でお知らせしております。

今回の改定は、「金融商品取引法」及び「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」の改正に伴い、投資運用業の定義が改定されたものです。

■ 恒久的施設（PE）に係る「参考事例集」の一部改定について

このページに掲載されている「参考事例集」（PDF 218KB）は、2008 年度税制改正において独立代理人の規定が導入されたことを受け、国外ファンドと投資一任契約を締結し特定の投資活動を行う国内の投資運用業者が独立代理人該当するかどうかの判定について国税庁に照会した内容が記載された文書で、2008

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

年 6 月 27 日に初版が公表され、その後数回の改定が行われていました。

今回の改定は、「金融商品取引法」の改正に伴い、投資運用業者の定義が改定されたものです。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.